解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

東京都千代田区西神田三―一―六

財団法人教育研究振興会

清算人　秦　明夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

高知県南国市植野一七二番地四

医療法人節紀会

清算人　吉川　京子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月十七日開催の社員総会の決議並びに高知県知事の認可により平成二十五年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

高知県高知市鴨部三丁目四番二七―七号

医療法人楽山

清算人　鎭西ひふみ

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月二十二日開催の総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

鹿児島県奄美市名瀬塩浜町三番一〇号

社団法人大島郡歯科医師会

清算人　中村　繁

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

山形県米沢市大字上新田六五七番地の一

社団法人新田社

代表清算人　須藤　勇助

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

山形県寒河江市元町一丁目一七番地の五

財団法人西村山労働福祉会館

代表清算人　白田　敬一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年十二月十六日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

東京都港区三田一丁目四番二八号

サニクリーン厚生年金基金

清算人　山田　健

解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

愛知県一宮市栄四丁目二番一号

社団法人尾西化合繊貿易振興会

代表清算人　森　克彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

広島県福山市松永町四丁目一六番二七号

財団法人遺芳文化財団

代表清算人　丸山　瑞樹

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月四日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第七十六条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

栃木県宇都宮市白沢町四九九番地五

清算法人下田原南部土地改良区

代表清算人　齋藤　悟

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

東京都中野区栄町通一丁目四番地

正法教信会

清算人　長谷川正浩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

新潟市中央区山二ツ四丁目八番一六号

財団法人松美保育園

代表清算人　髙橋　善久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十八日に静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

静岡県沼津市御幸町一六番一号

清算法人女鹿塚土地改良区

清算人代表　庄司　睦

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

長崎市城山町二九番四号

財団法人一粒子学園

代表清算人　柴田　年子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月九日

沖縄県那覇市松山一丁目二八番一号

財団法人金城報恩会

代表清算人　金城　直樹

第17期決算公告

平成26年1月9日

栃木県小山市八幡町一丁目6番6号

テレビ小山放送株式会社

代表取締役　増子　健一

貸借対照表の要旨

（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	314,630
	固定資産	921,648
	合計	1,236,278
負債及び純資産の部	流動負債	750,163
	固定負債	219,583
	株主資本	266,532
	資本金	300,000
	利益剰余金	△33,467
	その他利益剰余金	△33,467
	（うち当期純利益）	(49,979)
	合計	1,236,278